

### 第三種糸満漁港内に残存する浅瀬・岩礁等の早期浚渫工事等に関する意見書

糸満漁港北地区において、糸満漁業協同組合が平成17年から運用開始をしている西崎船揚場レールの北側付近には、しゅんせつされることなく残存している大きな浅瀬が現在もある。

この浅瀬の原因を究明する目的で、10年以上前に沖縄県南部農林土木事務所や糸満市の関係職員等立会いの下、当該浅瀬現場海域の確認作業を実施したが、その後、沖縄県から調査や報告もないまま、今日に至っていると糸満漁協から報告がある。

この浅瀬は極めて危険であり、航行する漁船が西崎船揚場での船底塗装工事を終え下架した際に、浅瀬の海面の濁りによって見えない状況のまま、船を後進させていたところ、座礁してしまいプロペラとかじが大きく損傷し、航行不能となり、修繕のため、再度、船を緊急に上架し、復旧工事を行うという大きな事故が発生した。

その後も、同様な事故が発生しているが、糸満漁協から組合員に同状況を周知したことにより、事故は減少している。

糸満漁港は、県内唯一の第三種漁港であり、あらゆる漁船の出入港が可能で、昨今では新市場の開設に伴い、従来以上に漁船等の往来が増えてきており、その危険性は依然として排除されていない。

漁港内に極めて危険な浅瀬が現存していることは、大きな問題である。

漁港を管理する沖縄県において、この浅瀬の危険性を周知するブイや立標、夜間でも確認できる標識灯などの設置対策等を早期に対応すべきである。

上記を踏まえ、沖縄県において、当該浅瀬の状況を早急に確認し、漁港利用者に対し、浅瀬の危険性の周知を図るとともに、しゅんせつ工事等による危険性除去作業を完工するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

糸 満 市 議 会

### 第三種糸満漁港内に残存する浅瀬・岩礁等の早期浚渫工事等に関する決議

糸満漁港北地区において、糸満漁業協同組合が平成17年から運用開始をしている西崎船揚場レールの北側付近には、しゅんせつされることなく残存している大きな浅瀬が現在もある。

この浅瀬の原因を究明する目的で、10年以上前に沖縄県南部農林土木事務所や糸満市の関係職員等立会いの下、当該浅瀬現場海域の確認作業を実施したが、その後、沖縄県から調査や報告もないまま、今日に至っていると糸満漁協から報告がある。

この浅瀬は極めて危険であり、航行する漁船が西崎船揚場での船底塗装工事を終え下架した際に、浅瀬の海面の濁りによって見えない状況のまま、船を後進させていたところ、座礁してしまいプロペラとかじが大きく損傷し、航行不能となり、修繕のため、再度、船を緊急に上架し、復旧工事を行うという大きな事故が発生した。

その後も、同様な事故が発生しているが、糸満漁協から組合員に同状況を周知したことにより、事故は減少している。

糸満漁港は、県内唯一の第三種漁港であり、あらゆる漁船の出入港が可能で、昨今では新市場の開設に伴い、従来以上に漁船等の往来が増えてきており、その危険性は依然として排除されていない。

漁港内に極めて危険な浅瀬が現存していることは、大きな問題である。

漁港を管理する沖縄県において、この浅瀬の危険性を周知するブイや立標、夜間でも確認できる標識灯などの設置対策等を早期に対応すべきである。

上記を踏まえ、沖縄県において、当該浅瀬の状況を早急に確認し、漁港利用者に対し、浅瀬の危険性の周知を図るとともに、しゅんせつ工事等による危険性除去作業を完工するよう要請する。

以上、決議する。

令和6年12月20日

糸 満 市 議 会

宛先：沖縄県知事、沖縄県議会議長（決議）